

入札監理小委員会
第616回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第616回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年3月24日（水）17：03～18：19

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○実験動物飼育管理業務（国立研究開発法人理化学研究所）

○原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務（原子力規制委員会
原子力規制庁）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（国立研究開発法人理化学研究所）

横浜事業所研究支援部 富田部長

生命医科学研究センター 松田技師

（原子力規制委員会原子力規制庁）

長官官房総務課情報システム室 足立サイバーセキュリティ・情報化参事官

畑田総括係長

石田防災システム専門職

（事務局）

小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第616回入札監理小委員会を開催いたします。

最初に、実験動物飼育管理業務の実施状況について、国立研究開発法人理化学研究所横浜事業所研究支援部、富田部長より10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○富田部長 ありがとうございます。理化学研究所の富田でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

まず、お配りされておられます資料A-2を使いまして、概要について先に御説明させていただきたいと思います。

理化学研究所は、日本で唯一の自然科学の総合研究機関としまして、幅広い分野で研究を進めており、本部は埼玉県和光市にございます。今般の生命医科学研究センターは、神奈川県横浜市鶴見区の横浜キャンパスにございます。

横浜キャンパスでは、ライフサイエンスの研究を中心に行っておりまして、その中で、この研究センターは、ヒトの疾患の発症機序の解明でありますとか、それに基づく新たな治療法の確立を目指しまして、マウスなど実験動物で得られた成果をヒト免疫研究に還元する基盤でありますとか、ヒトの病態をマウスや細胞などを用いた実験系で再現解明するための基盤構築を行っております。

本事業は、こうした研究センターの活動に必要な実験動物でありますマウスの飼育施設における飼育管理業務、給餌、排せつ物の処理等の実験動物飼育、動物の健康管理業務、動物実験補助業務、飼育器材等の洗浄管理業務を委託するものになります。

具体的には、人やマウスの入退室管理でありますとか、温度、湿度といった環境管理、消耗品の管理、餌や水の管理、ケージの交換、動物の死体でありますとか汚物の処理、マウスの状態の観察、器材の洗浄・滅菌・清掃といった、広い範囲ではありますけれども、一般的な動物の飼育管理業務でありますとか、当研究センターの研究者の実験を補助する業務がございます。

このほか、当施設の特徴でありますビニールアイソレーターと呼ばれる、無菌マウスや、重度の免疫不全マウスの飼育に必要な無菌状態に保たれた特殊飼育装置を用いた飼育でありますとか、ビニールアイソレーター内での実験補助がございます。

現在、28名程度の従事者で業務を行っている状況になります。

次に、今度は資料1に即しまして、実施状況について御説明させていただきたいと思っております。

事業概要につきましては、先ほどの資料で御説明させていただいたとおりになります。

この資料1の2ページ目の下になりますが、本事業の実施期間は、本年度、2020年度から2021年度の2か年、受託業者は株式会社ジェー・エー・シーになります。これまでの受託業者と変更はありませんでした。

次に、受託業者の決定の経緯でありますけれども、入札説明会には2者の参加がありましたが、入札参加は1者のみとなりまして、その者から提出された提案書を所内の委員会で評価しました。その後、評価基準を満たしていることを確認いたしました。開札の結果、その者の入札価格が予定価格の範囲内でしたので、この事業者を落札者といたしました。

次に、確保されるべきサービスの質の達成状況について御説明します。評価項目は3ページ目の2ポツ、(ア)～(オ)のとおりになります。これらの項目に対する達成状況及び評価につきましては、(2)、3ページの下のほうになりますけれども、こちらのほうになります。日誌、月報、口頭での報告、目視などの確認から、日常の予定業務は適正に滞りなく実施されておりました。

順にポイントを御説明させていただきます。

まず、全般といたしまして、受託者の重過失によるマウスの死亡事故は発生いたしませんでした。

続きまして、(イ)になりますが、飼育管理業務でありますけれども、こちら、全てのマウスに対する健康観察及び給餌を毎日確実に行っておりまして、特に注意が必要な個体につきましても、マニュアルに沿った対応がなされていました。

次の4ページ目のほうに移ります。(ウ)でありますけれども、健康管理であります。こちら、感染動物についても適切な取扱いを行っておりました。

続きまして、(エ)になりますが、今度は衛生管理であります。器材の洗浄、搬入品の滅菌・消毒、室内の清掃・消毒を適切に実施しておりました。

その他になりますけれども、(オ)のところになりますが、死体の処理や報告におきましても、適切に行っておりましたことを確認しております。

細かい説明のほうは割愛させていただきますが、4ページ目から6ページ目に本年度及び市場化テスト導入前の前年度の具体的な業務の履行内容を掲載しております。

なお、本年度につきましては、2月末までの11か月分の実績となっております。

次に、7ページに行ってください。3.になりますけれども、3.の実施経費の状況及び評価について御説明させていただきます。

本事業は、1年度当たり、税抜きになりまして1億6,296万円で、仕様書記載の目安

人数、28名程度の従事者で実施しております。市場化テスト前の2019年度の途中で施設の拡充がありましたので、従事者を2019年8月から2名増やしております。前半4か月が26名程度、後半8か月が28名程度でありましたため、単純に総額で比較できないため、年間の月従事者の人数の合計で比較したものが7ページの(3)の表になります。1人当たりで計算しますと、0.26%の削減となっております。僅かではありますが、経費が削減されていることが確認できます。

また、先ほどの説明のとおり、業務の質も確保されている中で、経費削減ができたことは、研究所といたしましては評価できると考えております。

次に、4.になりますけれども、受託業者からの業務改善提案ですが、2つほどございました。1つ目は、マウス同士の闘争防止のための提案がありまして、導入しましたところ、闘争事案が減ることになりました。

もう一つは、手順書の改善になります。手順書が分かりやすいように写真を取り入れたものに改訂いたしました。これは業務の効率化及び質の改善につながっております。

続いて、8ページに行っていただきます。全体的な評価になります。これまで御説明いたしましたことと重複するところがありますが、まず、5つほど挙げてございます。

①でありますけれども、これまでの実施期間中に受託業者は、業務改善指示や業務に係る法令違反をした実績はありません。

②であります。本調達は1者応札でありまして、競争性に課題が残っているものの、広く競争が行われるよう従来と比較し、入札スケジュールの前倒し、入札説明会の実施、現契約の実施状況や施設の状況を開示した実施要項及び仕様書を作成するなどの改善を行いまして、競争性の確保に努めました。

③であります。理化学研究所が設置しております外部有識者で構成される契約監視委員会においてチェックを受ける予定です。

なお、こちらにつきましても、現在、既に書面審査を行っているところになります。

④であります。公共サービスの確保されるべき質に対して目標達成していると考えております。

最後、⑤であります。経費につきましては、市場化テスト実施前と比べ一定の削減効果がございました。

最後に、6.の今後についてですが、今回につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、おおよそ良好な結果であると考えています。しかし、入札説明会の参加は複

数者あったものの、結果として1者応札となりました。終了プロセスに定められた基準を一部満たしていないこととなります。

今後の検討のため、応札に至らなかった者にヒアリングをいたしましたところ、技術者の確保が難しいといった回答がございました。また、関東圏のほかの動物施設にヒアリングをいたしましたところ、当研究センターの動物施設は実施している研究の性格上、ビニールアイソレーターの規模が他の施設と比べてかなり多いことが分かりまして、この特殊施設に従事する人数規模が1者応札であった要因であると考えております。

今回につきましても、市場化テスト導入前より早いスケジュールで進めてまいりましたが、次期におきましては、さらに入札時期の前倒しをしまして、業務の準備期間を半年ほど設けられるようなスケジュールとし、新規参入事業者でも人員の確保がしやすいように変更することで、引き続き競争性の改善に努めたいと考えております。

理化学研究所の私からの説明は以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 評価（案）について、資料A-1から評価についての主な点を説明させていただきます。

事業の概要については、実施府省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

1 ページの評価の概要です。継続することが適当であると考えております。

2 ページの2、検討です。実施状況の報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価いたしました。

(2)の確保される質の状況については、確保される水準を達成されていると考えております。

次に、3 ページ民間事業者からの改善提案ですが、いずれも、飼育環境の質の向上が認められておりまして、よい提案が行われております。

次に、3 ページの最後の部分、(3)の実施経費についてですが、こちらを一部修正させていただきます。今、チャット機能でお送りさせていただきましたが、読ませいただきますと「実施経費は、従来経費と比較して契約額が微増となっているが、従来経費と実施経費の対象施設を比べたところ、令和元年度途中から対応する施設が増えているため、一定の効果があったものと評価できる」という形で書き換えさせていただきます。

次、(4)の選定の際の課題に対する改善です。4 ページを御覧ください。入札公告期間

の延長、業務内容等の明確化など、参入障壁を下げる取組を行ってきましたが、1者応札であり、課題が残っております。

(5)の評価のまとめです。経費削減効果について、先ほどお伝えしたとおり、契約額が微増となっておりますが、従来経費と実施経費を対象施設と比べたところ、施設が増えていますが、一定の効果があつたものと評価できます。

また、民間事業の改善提案については、マウスの闘争防止の取組、作業手順の整備など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的の達成に貢献したものと評価できます。

事業の実施に当たり確保すべき達成目標として設定された質について、水準を全て満たし、質を確保したと評価することができます。

一方、入札において1者応札となっておりまして、競争性の確保について課題が認められました。

最後の部分です。今後の方針です。競争性の確保において課題が認められて、本業務において良好な実施結果が得られたと評価することは困難であります。次期事業において、さらに入札時期の前倒し等、検討に加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することによって、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

説明は以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況について及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 御説明、どうもありがとうございました。まず、資料A-3の表です。A-3、一番右側でございますけれども、1期目の表のところでございます。その説明会参加者数を拝見すると、「2者(5者)」と書いてございます。これ、説明会に参加したのは2者で、それ以外に5者、仕様書を取った者がいる。つまり、合計7者いたという理解でよろしいのでしょうか。それとも全体で5者という理解のほうが正しいのでしょうか、いかがでしょうか。

○富田部長 理化学研究所の富田でございますが、お答えいたします。

全体5者あつたうちの2者の説明会への参加があつたということになります。

○辻専門委員 なるほど、分かりました。

今回、この案件、資料1の一番最後、8ページ目の6の(1)を拝見すると、「技術者の確保が難しい」ということが書いてございます。ビニールアイソレーターを使う、特に高度の免疫不全のマウスを扱うということで、かなり高度な技術が必要な模様でございますけれども、このような業務を提供できる者というのが、日本国内には、もうこの合計5者しかないのか。それとももうちょっと実は裾野は広くて、もっといっぱいあるという理解でよろしいのでしょうか、この辺りいかがでしょうか。

○富田部長 研究者の松田のほうから答えさせていただこうと思います。

○松田技師 生命医科学研究センター実験動物施設の管理者をしております松田です。よろしく願いいたします。

御質問の件ですけれども、この特殊性のある技術を持っている会社というのは、この5者以外でないかどうかは分からないのですが、知っている限りでは出てこないです。

さらに言えば、うちの数が144台と記載させていただいてはいますが、この規模で維持しているという施設も、関東の中では、あっても1施設か2施設ぐらいしかないのではないかと考えております。

以上です。

○辻専門委員 ありがとうございます。すると、「技術者の確保が難しい」ということでございますが、この技術者はどういう資格を持っていて、もしくは、どこでどのように育成されているのでしょうか。

○富田部長 では、研究所のほうから、また回答いたします。

○松田技師 松田から回答させていただきます。

この技術のための資格というのは特にはないのですが、技術としては、もともと、このビニールアイソレーターというのをやり始めた実験動物中央研究所という公益財団法人があるのですが、こちらが定期的に研修はやっているんで、そういったところで研修を受けた人であれば、一定の技術はできるようになるかなというところがあります。

以上です。

○辻専門委員 そのような話でしたら、例えばなんですけれども、全国の大学、もしくは大学院の生命科学系の学生とかドクターとかでも、例えば、その研修を受ければ、この技術者になることは可能だったりするのでしょうか。

○松田技師 研修を受けて、一定のやり方というのは恐らくできるようになるかとは思いますが、業務としてしっかりと全てを把握してやれるようになるとでは、実際は、

なかなか難しいところはあるかなど。

そもそも、このタイプで実験をするという数が少ないので、学んだとしても、それを応用していくところがないということが現状です。

○辻専門委員 ここで、そのような特殊な技術を学んだとしても、ほかで応用するすべがあまりないということなのですね。

○松田技師 そうですね、大分特殊な研究になりますので、やっているところはあるけども、数が少ないと。

○辻専門委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 では、生島委員が聞いてから、川澤委員にお願いしますので、生島委員。

○生島専門委員 御説明、ありがとうございます。今、辻委員から御質問がありました同じ部分について、少し追加でお伺いしたかったのが、8ページの6の(1)の今後の競争性確保のための検討というところで、「技術者確保に必要な日数を確保するため」ということが書いてあるのですが、必要な日数というのは何日ぐらいのイメージなのか、教えていただけますか。

○富田部長 研究所のほうから、富田のほうでお答えさせていただきます。

今、我々のほうでも幾つか説明参加の会社とかにいろいろと聞いてみたところ、そのうちの1者からは、少なくとも半年程度、そういう期間が設けられるということが考えられないかと、そういった意見がございました。

以上です。

○生島専門委員 先ほどおっしゃっていた研修を受けて、慣れるまでに半年ぐらいお一人かかるという意味なのですか。それとも、研修を受けて慣れるまでお一人がやるのはもう少し短いのですか。何日ぐらいなのでしょう。

○富田部長 企業のほうがどういう形で人を育成するかというところもあるのですが、一番は人集めのところで、一定程度、持っていた人を集めてくるための期間として、それぐらい必要なかなというふうに受け止めております。

○生島専門委員 逆に資格がない方、経験がない方が、先ほど言っていた研修を受けて一からやるとしたら、どれくらい研修に日数がかかって、研修の後、トレーニングみたいな、OJTみたいなものが別途どれくらいかかるものなのでしょう。

○松田技師 松田から回答させていただきます。

一通りできるようになるというところで半年ぐらいは必要になってくる、6か月ですね。

○生島専門委員 お一人がゼロから研修をすると、研修に半年かかるということなのか。

○松田技師 それぐらいはかかってくるかと思いますが。OJTを加えて半年ぐらいです。

○生島専門委員 公益財団法人 実験動物中央研究所が提供されている研修プログラムというのは、そもそもどれくらいの日数のものなのですか。

○松田技師 実験動物中央研究所がやっているのは、恐らく講習会という形なので、1週間もない程度だと思います。本当に基本的なところを習うということ。

○生島専門委員 なるほど。1週間基礎的なことをやった後で、半年近くOJTみたいな形でやらないと、技術者としての必要なクオリティーが身につかないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○松田技師 はい、おっしゃるとおりです。

○生島専門委員 なるほど、分かりました。そうすると、なかなか大変ですね。ゼロから人を集めて配置するというのが結構大変だったりする。実際、OJTをする場所というのはあるのですか。

○松田技師 当施設にということですか。

○生島専門委員 いや、世の中の的に。研修は、その組織で受けられたとして、その後、OJTはどこですればいいんですか。

○松田技師 それは、各企業の方が例えばOJT用の施設を借りているという会社もあります。

○生島専門委員 それはある。ビニールアイソレーターのOJT研修ということですか。

○松田技師 専門の研修というところはないのですけれども、例えば、そういうのができるスペースを借りて、そこでビニールアイソレーターができる技術者を育てようとしてやるということではあるかと思いますが。

○生島専門委員 そういうことをやっている会社もあるという理解でよろしいですか。

○松田技師 具体的にそれをやっているという会社は、私、ちょっと存じ上げないですけども、例えば、こちらの施設であれば、新しく人を補充するという形であれば、そういった形でOJTをしていくということはあるかと。例えば研修センターを追加で、しばらく長いこと研修プログラムを組ませてくださいますというのを別途契約して、もうちょっと長いことできるようになってから、うちに配属されてくるということはあるかと。

○生島専門委員 実際、そういうことをやっているところがあった例をお聞きになったわけではなくて、可能性の話としてということですか。

○松田技師 ここに配属されているジェー・エー・シーではやられています。

○生島専門委員 ああ、なるほど、そうなのですね。では、やろうと思ったら、ほかの会社でも同じことをすれば、できなくはない。

○松田技師 できなくはないです。

○生島専門委員 何となく、ちょっとこれ読んでいると、何かできるところがほかにないように読めてしまったので、実際どういうふうに行ったら競合が生まれ得る可能性があるのかなと、イメージがつかなくて御質問させていただきました。ありがとうございます。

○尾花主査 この件に関して尾花のほうから伺いたいのは、そもそも全ての実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準として、実験動物施設において6か月以上の実務経験を有するものというふうに研究所が要求されているのですよね。だから、そういう方であれば、もともとそういう方を21名程度そろえない限り、この業務はできないと研究所はお考えになっている業務と理解してもいいですか。

○富田部長 今、御質問があった点につきましては、11名以上の実験動物飼育技術者が満たすべき技術水準という形で、飼育器材の経験がある者という形のところを研究所として定めてきているところでございます。

○尾花主査 実施要項の46ページに、そんなこと書いてありませんか、全ての……。

○富田部長 実施要項の②のところ、今、先生がおっしゃっていただいたとおり、動物飼育において6か月以上の実施を有しというふうに書いてございます。

今申し上げましたのは、46ページの③のところ、今、先生が21名とちょっとおっしゃったように聞こえたので、11名以上というところで、ちょっとお話をさせていただきました。

○尾花主査 ②のところのすぐ下に21名程度って書いてあったので、申し上げました。

○富田部長 失礼いたしました。②のところは、21名程度プラス実験動物責任者というところは、御指摘のとおりで、その中におきまして6か月以上の実務経験を有しというところは、我々、要件としてございます。

○尾花主査 各委員が聞いているのは、マーケットにそのような業者が本当にいるのかいないのか、育ち得るのかという観点から多分質問していると思います。

その中で、そもそも研究所は、6か月以上ないと、この業務はできないよと仕様書で決

めておるわけだから、そういった方がマーケットにどのぐらいいるのかいないのかというのを、次回には、入札の何か結果が出たときに、このマーケットなら業者が限られていても仕方がないのだなという結論になるかと思imasuので、この観点、次回に向けてマーケットの見方を整理していただけると、業務の後々の取扱いがスムーズにいくのではないかと思います。

○富田部長 先生、ありがとうございます。研究所のほうから発言してもよろしいでしょうか。

○尾花主査 どうぞ。

○富田部長 富田でございます。御指摘ありがとうございます。今、我々のほうで申し上げました、先生からも御指摘ありました②のところにつきまして、半年というのは、一般の動物実験の従事の経験として半年とお伝えしました。

先ほど松田のほうで御説明しましたビニールアイソレーターのところについては、それを扱うためのところで言うと、多分、半年、訓練なりが必要だということの御説明でさせていただきますところでは。

先生が今、御指摘いただきましたとおり、ビニールアイソレーターというところ、企業からしてみても、訓練をやっても、そのマーケットが理研以外のところに本当にあり得るのかどうか。人を育ててみて、その人たちがほかで行けるのかというところ。当然、高度な技術を使ってくる作業にはなりますので、御本人のスキル水準は高くなるころだとは思いますが、企業からしてみれば、それがほかのところとか含めてオーバースペックにならないかどうか。そういった観点のところの兼ね合いというところは、研究所としても、その見方というのは苦慮しているところでございまして、こういった点は引き続き注視していきたいなというふうに考えてございます。

○尾花主査 ありがとうございます。川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。先ほどの御説明でもビニールアイソレーターの部分が非常に高い技術を求める部分であるというふうに理解したのですが、今回の業務というのは、施設的には3つの南研究棟と北研究棟、ビニールアイソレーターというのは1階にあるということで、例えばビニールアイソレーターの部分だけ切り出すと業務はかなり小さくなるのだと思います。業務を分割するであるとかということは考えられないのでしょうか。

○松田技師 松田から回答させていただきます。

まず、ビニールアイソレーターなのですけれども、北研究棟の1階だけではなくて、南研究棟と7階にもございます。資料A-2の7階の下のほうに特殊飼育室と書かれているところがあるのですけれども、そこもビニールアイソレーターのお部屋になります。

ですので、ビニールアイソレーターの業務だけを分けるということも考えたのですけれども、これ自体がほかの飼育室の作業にも関わるところ、つながりですね。ケージを準備する、いろんなものを準備するとか、使用済みのものを処理するというところで、業務としては完全に独立したものではなくて、あるところではつながっているという部分があるので、ちょっとこれだけを分けるというのが逆に非効率になってしまうというふうに考えております。

以上です。

○川澤専門委員 実際に従事されていらっしゃる方は、今おっしゃっていただいたようなビニールアイソレーターを担当される方も一般飼育室も担当しという、ある意味、ビニールアイソレーターだけを担当する者が何人もいる、その辺り、そういう形態にはなっていないのでしょうか。

○松田技師 松田から回答いたします。

先生のおっしゃるとおりで、ビニールアイソレーターができる者というのは、一般の飼育室の作業もできるスペックを持っている者ですので、場合によっては、そちらをやるときもありますし、特に休日等の出勤に関しては、点検作業、2名程度で行っておりますので、そのときには、当然、ビニールアイソレーターの作業できる者が一般の飼育室の点検作業を行いますので、それだけをやるということにはなっておりません。

以上になります。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございました。その意味では、先ほどからマーケットのお話というのがあったと思うのですが、やはり同程度の規模というか、少し規模の大きいところ、数機関しかないというお話あったと思います。そこは、今回の受託者と同一、ある意味、かなり大規模なところが受託されていらっしゃるのでしょうか。

○松田技師 松田から回答します。

私の知っている限りでは同じ会社が受託しています。あとは、職員と一緒にやっているところもあります。形態が多少違うところはありますけれども、大きいところで、10名以上の方がほかの者で入っているというのは、私のヒアリングした限りではありませんでした。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。その意味では、最後の評価のところを書いてくださっている日数を確保するというところも重要だとは思いますが、実態としてかなり調達規模が大きいと思われま。特定の者に限定されてしまう可能性があるようであれば、先ほど申し上げたような業務の分割も視野にいれ、非効率な形ではないように事業の立てつけがうまく組めるのかも含めてご検討いただければと思います。その辺りも少し御検討いただかないと、新規参入というのはなかなか難しいのかなというふうに思いましたので、その点だけコメントさせていただきます。

以上です。

○尾花主査 辻委員、どうぞ。

○辻専門委員 辻でございます。先ほどのビニールアイソレーターの技術者でございます。この技術者になる方のバックグラウンドというのは、例えば生命科学系の大学院を出て修士号、博士号を持っている方あたりなのか、そうでもないのか、この辺りいかがでしょうか。

○松田技師 松田から回答いたします。

そういった方である必要は全くございません。どちらかというと、実験動物、動物に関わる大学ですとか専門学校、そういう専門学校もございますので、そういったところの出身の方も多くいらっしゃいます。

以上です。

○辻専門委員 割合的には、そちらの専門学校とか、学部卒の方のほうが多かったですりするのでしょうか。

○松田技師 そうです、そちらのほうが圧倒的に多いです。

○辻専門委員 なるほど。ありがとうございます。

あと一点だけ。重度の免疫不全マウスを扱うということなのですが、人畜共通の感染症で人間が持ち込むという可能性もあるかもしれないと思ったのですか、人間側の管理というか、例えばワクチンを接種するとか、何かその辺り、技術を持っているのみならず、ワクチンを接種しなければならないとか、そういう要件はありますか。

○松田技師 松田から回答いたします。

そういった取決めは特にございません。このビニールアイソレーターの利点としまして、資料のA-2の右下のほうの写真を見ていただくと分かるかと思うのですが、実際、

マウスに人が直接触れられないようになっているのですね。手袋越しに触るしかできないようになっているので、そういった意味でマウスへの感染が全くないという状況になっております。

以上になります。

○辻専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 2点ほどあります。

簡単なほうから申し上げますと、契約監視委員会があると記載されているのですが、ネットを見ると令和2年議事録が掲載されておらず、1者応札のフォローアップ集も平成27年ぐらいまでしか入っていないのですが、この辺り、機能されているのかなというところを確認したい点が1点です。

2点目ですが、次回に向けて、あまり見たことのない経費削減についての分析方法がされているので、その点について伺いたいと思います。延べ人数を基準にして1人当たりの単価が下がったことをもってして経費削減効果があるという評価をされておられますが、それは延べ人数が適正であることを前提にして、初めてそういう評価をしてもよいのかなというふうに感じます。その辺り、どういう趣旨で、こちらの評価方法を取られたのか、教えてください。

○富田部長 では、富田のほうから御回答させていただきます。

今、先生から2点御質問があったと思います。1点目の契約監視委員会のほうでございますけれども、すみません、ホームページのほうのアップデートが追いついていないのではないかと御指摘で、きちんと機能しているかということですが、こちら、年に4回程、外部の委員の先生が入られてやっております、その中では中立的、また、かなり客観的に御評価いただいているものと承知しております。

今いただきました点のところは、研究所のほうで改めてチェックしていきたいと思えます。ホームページなどの開示のほうにつきましては、本部のほうにもフィードバックしながら対応していきたいと思っております。

2点目でございますけれども、人数の経費の削減についての1人当たりの単価の話というところで、業務量の総量をどういうふうに捉えているのかということですが、研究所のほうで今回、南棟に動物飼育を拡充しましたということで、そういう形で人数のほうは少し増えたところはあるのですが、ただ、従前の業務のうちなくなった業務があるわけではございません。作業が減っているということも決してないと思っております。

こういったところにつきまして、従前の北棟とか南棟というのは、これ、物理的にも離れているという形で、既存の人数の拡充での業務のところは難しいと考えておまして、我々のほうとしましては、当然、これ、予算のほうもありますので、限られた予算のところ、どれぐらいのところだったら効率的にできるかというところなんかを検討した上でやってきたところになってございます。

御回答は以上になります。

○尾花主査 次期に向けて、また、このような形で経費削減がされたと主張していただき、私どもが納得するには、この延べ人数というのが正しくない限り、1人当たりの金額が下がったことをもってして、経費が下がったというのは、なかなか説得的でないような気がいたします。

さらに言えば、これ、請負契約なので、延べ人数というよりも、どんな形でやっていただいても構わないという契約です。ですから、どのような形でやっていただいても構わないから総額の金額が下がったというように言っていただくのが一番説得的です。確かに業務量が上がったことをもってして、総額としてどういう割合かと評価していただき、業務内容が変更になった、拡大になった、縮小したというのは、それはそれで研究所のほうで評価していただいて比較していただくのなら分かります。請負という全体をお任せする契約で延べ人数という、何か人工ごと精算みたいな形で細かく減ったという評価はなかなか説得的でないような気がいたします。

したがいまして、次回に向けて、この形でよいのであれば、この形でもう少し何か説得材料を出していただくと、次回、卒業したい場合にバックアップとなるような理由になるのではないかと考えております。

さらに、本件、総合評価落札方式になり、さらに市場化テストにのったわけで、このように人工が固定してあって、受託事業者の創意工夫がどのレベルでされるのだろうかというところに疑問がありました。

なぜならば、通常の業務であれば、効率的にやれば延べ人数は下がってくるかもしれない。下がったところ、総額を割ってみると1人当たりが上がってしまう。そうすると、効果的でないのかというところと効果的なのかもしれないという意味で、延べ人数で割った1人当たりの金額の増減で経費の削減効果を見ることに、市場化テストで評価したり、創意工夫で効率よくできた場合には、かえって一人当たりの経費が上がるのではないかという抽象的な懸念を持ちました。このため、何か工夫をいただけるとありがたいなと感じています。

○富田部長 では、研究所のほうからよろしいでしょうか。富田でございますけれども、先生、次回に向けてのサジェスション、どうもありがとうございます。研究所のほうといたしましても、こういう形で客観的に委員会の先生方のほうとかにも見ていただきながら、我々も点検しながらやってきているところではございます。

研究所といたしましても、卒業していくというところは目指すところではございまして、今回、説明会のほうには2者来てくれたところ、最後のところで札が1個しか入らなかったところは、我々としてもちょっと残念なところでありましたので、今、先生からいただいた、まずは競争性というところだと思っておりますし、その上で、経費の効率化のところ、業者の創意工夫というところなんかも含めたところをどのように見せていくのかということにつきましては、改めて我々のほうでも引き続き検討していきたいと思っております。サジェスション、どうもありがとうございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 御意見いろいろいただきまして、ありがとうございました。

川澤先生からビニールアイソレーターの取扱いの部分で、いろいろ御質問がありまして、今後、どこか、これ以外のところでも分割の検討をしていただけないか、そういう余地があるのではないかとということで御意見ありました。理化学研究所の方で、今後、検討いただけますでしょうか。

○富田部長 今、先生方のほうからいただいたビニールアイソレーターの分割のところということでありますけれども、我々としましては、ビニールアイソレーターというよりは、先ほど尾花先生のほうからもありましたように、業務のところはトータルで効率的になっていくのか、その上で経費がどうなっていくのか、その観点のところでは検討していくことが重要だと考えてございます。

したがって、分割ありきで検討というよりは、全体の中でどういう形のことかということを考えていきたいというふうに考えてございます。

○事務局 川澤先生、そんな形でよろしいですか。

○川澤専門委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○事務局 あと、尾花先生から、今回の経費の削減効果の点について、延べ人数で単価を算出されていますが、次回の評価に向けては、今回と同じように説明されるのであれば、説得材料をさらに出してほしい。それ以外で説明されるのであれば、また別の案などを検

討してほしいという話でした。理化学研究所、よろしいでしょうか。

○富田部長 非常に難しい点であると考えてございますが、研究所といたしましても、そういった点のところにつきましても引き続き検討させていただきたいと考えてございます。その上で、我々のほうも、また引き続き委員会のほうに御説明できるようなものを鋭意検討していきたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

事務局からは以上になりますが、それ以外にも何かありますか。よろしいですか。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日は、長い間ありがとうございました。

○富田部長 どうもありがとうございました。

○事務局 では、理化学研究所におかれましては、右上のバツボタンで退室いただければと思います。よろしく願いいたします。

(理化学研究所退室)

(原子力規制庁入室)

○尾花主査 続きましては、原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房、足立サイバーセキュリティ・情報化参事官より御説明をお願いしたいと思います。なお、10分程度でお願いします。

○足立サイバーセキュリティ・情報化参事官 ただいま御紹介いただきました原子力規制庁の足立と申します。よろしく願いいたします。資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、業務の概要についてでございますが、原子力発電所等において緊急事態が発生した場合、国、自治体等の関係機関、その他関係者が一堂に会して情報共有や必要な活動の指揮の調整を図るための施設があります。これをオフサイトセンターと呼んでございます。これは、全国に23か所ございます。

オフサイトセンターの設備につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づく内閣府令、それから、この府令の下に内閣府が制定した、ここに書かれているガイドラインに要

件が定められてございます。この要件に基づく設備のうち、主に通信設備の維持管理業務を維持管理業者において実施をするというものでございます。

具体的には、テレビ会議システム、IP電話、IPファクス、パソコン、複合機といった設備の月次の点検、これら設備に不具合が発生した場合の対応、緊急時に国、自治体が参集した際の活動支援、加えて強い地震が発生した際の設備に異常がないかどうかの点検、こういった業務でございます。

2ポツのほうに業務の実施期間が書いてございますが、平成29年度から令和3年度までの5年間ということでございます。現時点においては業務がまだ終了してございませんので、今回、評価の御審議をお願いする対象の期間は昨年11月30日までということにさせていただいております。

民間競争入札実施事業の対象となりましたオフサイトセンターは、3ポツに書いてございます5拠点でございまして、契約した受注者というのは、以下のとおり書いてございますが、原電エンジニアリング株式会社、株式会社関電工、東芝ITサービス株式会社の3者となりました。

4ポツに受注者決定の経緯が書いてございますが、本業務は一般競争入札（最低価格落札方式）で実施してございます。具体的には、平成29年1月にそれぞれの拠点、現地で入札説明会を実施し、各説明会には2者～4者、延べで言いますと17者の参加がございました。参加した17者のうち16者から入札に必要な条件の確認のための適合証明書の提出がございまして、同じく提出がありました16者の参加を経て、同年の3月1日に入札を実施し、拠点ごとに最低価格を提示した者を落札者といたしました。

次にⅡにありますけれども、確保されるべきサービス質の達成状況及び評価についてでございます。評価対象期間における確保すべき質の達成状況は、次のページに行ってくださいまして、2ページ目の表に書いてございます。

測定指標といたしましては4項目ほど書いてございますけれども、1つ目と4つ目の指標については、実際の事案がございませんでした。ただ、先ほど言いました適合証明書によって測定指標を達成可能であるということは確認して契約しておるものでございます。

2つ目の指標です。指定地域で震度5弱以上の地震が発生した場合の対応についてですが、現地の原子力防災専門官の指示に基づいて設備の健全性の点検確認が実施できたかどうかというものでございます。

こちらにつきましては、期間中、1つの拠点で震度5弱以上を観測した地震というのが

1 回ございました。具体的には、昨年 11 月 22 日に発生しました茨城県沖を震源とする地震でございまして、茨城県の東海村で震度 5 弱を観測したという地震の際の対応でございます。

測定指標に時間的なことを具体的に書いてございませんが、実際は現地の防災専門官の指示に基づいて、地震発生から 1 時間以内にオフサイトセンターに到着して、2 時間程度で設備点検を終えているという実績がございます。指標を達成したものと判断してございます。

それから、3 つ目の指標につきましては、原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル、これは、資料の一番最後のページに別添としてつけてございますけれども、要求技術レベルを満たす人員数が確保されているかというものでございます。

こちらにつきましては、維持管理業者による月例点検というのを毎月やっていただいています。年に 1 回、我々規制庁の職員が、その点検に立ち会うということとしてございます。そのタイミングで緊急時に参集する予定の社員の方に通信設備の操作を実際にやっていただいて、当庁職員が確認しておるということでございます。

評価対象期間中、その確認を 5 拠点で計 17 回ほど実施しましたが、全てのケースで必要人員数が確保されているということを確認できてございます。

以上、該当する事象の発生がなかったものを除きまして、各項目において測定指標として定められた事項は全て達成していると判断してございます。

また、2 ページ目の一番下から 3 ページまでにかけて記載してございますけれども、先ほど言いました月例点検等については、受注者から提出される月例報告書等の書類、当庁職員の点検の立会い、都度実施してございますメールや電話による連絡や状況確認、この内容によって我々としてもしっかりと確保されるべき業務の質は達成されていると判断してございます。

続きまして、Ⅲの民間事業者からの改善提案による改善実施事項についてでございます。本業務における設備点検に当たっては、点検すべき事項に漏れないようにするために、受注者自ら保守点検施工要領書というのを作成することとなっております。

本業務の遂行には高度、特殊な技術というのは必要なく、どのような民間事業者が受注しても、その品質にそれほど大きな差異は生じるものではないと考えてございます。実際に受注者が作成した保守点検施工要領書を確認してみると、例えば我々が提示した仕様書では単に各機器の外観の目視点検を行うこととされているところ、目視点検だけではなく

て、異音、異臭の有無の確認を行うというようにより詳細に書かれているものがありまして、受注者の創意工夫というのがしっかりと反映されているものと判断してございます。

また、受注者によっては、こういう点検事項以外にも作業開始前のミーティングの実施、作業員の健康管理等に関する事等、品質管理や安全対策に関する取組等の具体的な記述も書いてございますので、業務の効率化及び質の向上ために一定の寄与があったものというふうに考えてございます。

続きまして、IVの競争入札の状況及び評価についてでございます。これ、先ほども御説明いたしましたが、入札までの経緯につきましては、ここに記載のとおりでございます。平成28年12月26日に入札を公告して、平成29年1月13日に、先ほど説明したとおり、拠点ごとに入札説明会を実施しました。この意図としては、地元の業者が参加しやすいようにするためというところで実施をしたものでございます。

それから、入札を行うための所要の条件を満たすことを証明するための適合証明書、この提出期限を同年の2月1日として、その1か月後の3月1日に入開札を実施したということでございます。

先ほどの繰り返しになりますけど、説明会には、本業務の受注者となりました先ほどの3者を含む6者、延べで言うと17者が出席して、そのうち1者を除く16者から適合証明書が提出され、その16者がそれぞれ入札に参加したということでございます。

2ポツの評価についてでございますが、平成28年度までの従前業務では5拠点のうち2拠点で入札参加者が1者のみで、いわゆる1者入札でございました。これをもって競争性に課題が認められていた状況でございまして、そこを踏まえまして、ここに記載しております(1)から(7)までの観点で、競争性改善の取組を行ったというものでございます。

特に(4)の入札参加条件の緩和については、例えば緊急時の参集に要する時間、従前は1時間以内であったのを2時間以内と緩和したということ等、業務に支障の出ない範囲でできるだけ参入の間口を広げるということをいたしました。これらの取組を行った結果、全ての拠点で2者以上の入札参加ということになったものと考えてございます。

次に、Vの実施経費の状況及び評価についてでございます。従前業務の実施経費、ここでは平成28年度の業務のために要した経費としてございますけれども、これと本業務の実施経費、1年当たりの契約額とで比較をいたしました。詳細は4ページ目の表に記載をしております。

実施経費の比較に当たりましては、従前業務を単年度契約で実施していた川崎、横須賀、東大阪の3か所と、従前業務を5年契約により実施しておりました茨城、熊取の2拠点とに区分して、前者をAグループ、後者をBグループとしてございます。

Aグループでは、従前業務と比較して約30万円、率にして約1.6%のコスト削減を達成いたしてございます。また、Bグループでは、約1,500万円、率にして約53%のコスト削減を達成してございます。

ここで、グループを分けて比較してございますけれども、AグループとBグループとでコスト削減の効果に大きな差が生じた理由について、以下、考察をしてございます。

(1)として、対象となる従前業務の契約時期、Aグループでは平成28年度、Bグループは平成24年度に契約締結をしてございますけれども、この契約のタイミングによって入札してくる業者の入札額の設定の考え方が異なっていたのだろうと推測してございます。

特に、単年度契約により業務を実施していたAグループにおいては、前年度までの実績を反映した入札額の見直しを年度ごとに実施できたことで、率は小さいのですが、平成28年度までに一定の経費削減が進んでいたのではないかと推測してございます。

また、(2)としまして、Bグループのほうの分析は、平成24年度以前から1者入札が続いておりました。本業務において入札参加に係る要件の緩和、先ほど言った1時間以内を2時間以内にするとか、そういう緩和等によって複数者の入札を促すことができ、しっかりと競争性が働いたからではないかと推測してございます。

いずれにしても、Aグループ、Bグループのそれぞれで一定のコスト削減が達成され、両グループ合計で1年当たり1,530万円の減であったという状況でございます。

次に、VIの評価のまとめとしまして、本業務の民間競争入札の実施状況について、5ページ目に記載させていただいてございます。

(1)から(5)まで書いてございますけれども、(1)といたしまして、評価対象期間中に受注者が業務改善指示を受け、または業務に係る法令違反の指摘を受けた事案、これについてはございませんでした。

それから(2)といたしまして、外部有識者で構成される「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」というものが原子力規制委員会に設置されてございますので、例えば、こういった場等で業務の実施状況のチェックを受ける体制が整備されてございます。

(3)～(5)につきましては、競争性の確保、確保されるサービスの質の目標の達成状況及び経費削減については、先ほどまでで御説明申し上げたとおりでございます。

最後にⅦでございますが、今後の方針といたしましては、本業務については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定められてございます市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、本業務の終了をもって、市場化テストを終了することとさせていただきたいと考えてございます。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における御審議を通じてチェックいただいた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、原子力規制庁として公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力をしまる所存でございます。

私からの御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務の評価（案）につきまして、資料B-1に基づき、御説明させていただきます。

まず、I、事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛させていただきます。

2ページ目を御覧ください。評価につきましては、終了プロセスに移行することが適切であると考えます。

検討の内容について御説明させていただきます。(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき水準につきましては、いずれも達成されておりまして、質については評価できるものと考えております。

また、3ページ目、民間事業者からの改善提案につきましても、業務の効率化及び質の向上に貢献したものと評価いたしました。

4ページ目、実績経費です。それぞれの拠点ごとに現行事業と同一内容での年度当たりの経費と従来の経費を比較しております。川崎、横須賀、茨城、熊取では減額、東大阪では従来の実施経費と同額ですが、人件費単価の上昇を考慮いたしますと、一定の効果があったものと評価いたしました。

4ページ目の下、(4)選定の際の課題に対する改善です。従前事業では1者応札が継続

している拠点がございましたが、緊急時の参集時間を1時間から2時間に変更するなどの入札参加要件の緩和、また、仕様書の明確化、契約年度を単年度から複数年度に変更、支払い方法を年払いから各月払いに変更するなどの取組を行うことによりまして、全ての拠点におきまして複数応札となり、競争性の改善が認められたと判断いたしました。

5ページ目に参りまして、(5)評価のまとめでございます。確保されるべき質につきましては、全て目標を達成していると評価いたしまして、民間事業者の改善提案につきましても、業務の質の向上に貢献したものと評価いたしました。実施経費につきましても、一定の経費削減効果があったものと評価いたしました。

以上によりまして、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ、1、(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると整理いたしました。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について御質問、御意見のある委員は御発言願います。辻委員、お願いします。続いて、川澤委員に聞きますので、お待ちください。

○辻専門委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料の2でございます、規制庁の資料でございます。その2ページ目です。2ページ目の表がございまして、一番上、測定指標のところ1つ目です。実用炉の緊急事態、それから大地震等の場合、原子力規制庁の要請があった場合には2時間以内に5名が参集するという測定指標がございました。

評価については、幸いにも、そのような事態が発生しなかったところではございますけれども、とはいえ、備考というところがございまして、備考欄を拝見しますと適合証明書によって、この支援要員5名以上が参集できることを確認していると記載がございます。この適合証明書には、どのような内容が記載されていたのでございましょうか。

○石田防災システム専門職 原子力規制庁、石田でございます。私から御説明させていただきます。

適合証明書には、ある意味、定型的な競争参加資格、品質管理の体制、情報セキュリティ対策等に加えまして、今、委員から御指摘いただいたところ、大規模地震発生後、2時間以内にテレビ会議システム等を立ち上げることができるように5人以上参集できること、

それから、設備不具合発生時の連絡、現地の防災専門官からの連絡後、2時間以内にオフサイトセンターに参集できる場所に勤務場所があることとすることを証明する内容になっております。

御説明は以上になります。

○辻専門委員 分かりました。例えばなんですけれども、この参集の訓練を実際に行った結果、5名が2時間以内に参集できたとか、そういう確認はなさってはいないという理解でよろしいでしょうか。

○石田防災システム専門職 原子力規制庁、石田です。

おっしゃるとおりです。確認は書面にて行っているところです。訓練等は実施してございません。

○辻専門委員 分かりました。例えばなんです、2個目の特定指標でございます。震度5弱以上が発生した場合には点検確認が実施できることとございます。ひょっとすると、今回、たまたま去年、東海村で震度5弱があったところとございます。そのときに、5名以上が参集していれば、即応できるということが証明されたことになるかもしれませんが、去年の東海村で発生した震度5弱のときには、何名ぐらいが実際現場には来られたのでしょうか。

○石田防災システム専門職 原子力規制庁、石田です。

申し訳ありません。今、具体的に何名という資料が手元になくて即答できないのですけれども、たしか複数名、参集していただいたと記憶しております。

○辻専門委員 分かりました、結構です。ありがとうございました。

○尾花主査 川澤委員、どうぞ。

○川澤専門委員 ありがとうございます。規制庁の資料2の3ページのⅢのところ、業務の遂行に高度・特殊な技術は必要とせずということなのですが、保守点検施工要領書を作成することになっているということだと思います。これについては、各者からの要領書を束ねて、何か共通的な要領書というのは作られているのでしょうか。

つまり、意図としましては、今、受注者が各オフサイトセンターによって違っていますので、各者のいい提案については共通的に要領書に盛り込んでいくような、標準化をして改善していくようなスキームになっているのかという点なのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○石田防災システム専門職 原子力規制庁、石田でございます。

施工要領書につきまして、特に統一的なものは作ってはおりません。今、御指摘いただいたように、なるべくデータベース化して、今後、業者の間で共有できる仕組みができるよう、少し検討させていただければと思います。

以上となります。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 すみません、尾花から2点ほど伺いたいと思います。

5つのオフサイトセンターに分けて入札手続が行われているのですが、例えば神奈川県川崎オフサイトセンターと横須賀は非常に近いように思われ、両方の契約金額を合わせても1,100万円ぐらい。また、大阪府 熊取と東大阪も近いように思われ、合わせても1年間1,500万円ぐらい。

こういった場合、今回の調達自体をおかしいというわけではないですが、業者の一般管理費等を考えると、一緒に調達してしまったほうがよい調達ができるのではないのかなという気がいたしました。そういう検討はされたのかどうか。もう一点につきましては、経費の点では非常に順調に減額されていて、仕様書の書き込み等が充実された結果、よい結果になっているのだろうと思うところですが、その際に、例えば茨城オフサイトセンターは入札価格基準を下回るかのような非常に低い金額になってしまっております。これについてどのような感想や、将来の予定価格の設定について何か要検討課題等をお持ちかどうかについて、ご教示ください。

○足立サイバーセキュリティ・情報化参事官 原子力規制庁の足立でございます。

まず、御質問の1点目です。近隣のオフサイトセンター、まとめて調達すればと管理費が低下するという点。我々、今までは広くいろんな会社に参加をしていただくという視点から、オフサイトセンターごとにとということで契約、入札等々やってきたところでございますが、まさにおっしゃいましたように、一般管理費も含めて全体経費の削減という意味では、経費削減の有効な一つの手段というふうに考えますので、今までそういう検討はしたことはございませんでしたので、今後の調達につきましては、その辺りも含めて検討はしていきたいと思っております。

あと、低価格の部分につきましては、確かに、この期間の間に、例えば24時間体制をしいてくださいといったときに、その会社がたまたまほかの業務で24時間体制をしいたりして、その部分が業者によって経費的にプラスアルファで積むことなく済んだというような調査の結果があります。その辺りを含めて、今後、どう予定価格を作るのかと

いうところは、しっかりと検討する余地はあると考えてございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます、事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するよう、お願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○足立サイバーセキュリティ・情報化参事官 どうもありがとうございました。

(原子力規制庁退室)

— 了 —